

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この命令は、平成二十七年六月三十日（以下「施行日」という。）から施行する。

### (経過措置)

第二条 この命令による改正後の経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（次条において「新規則」という。）第八十三条の規定は、施行日以後に終了する中間事業年度（株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第五十一条第一項に規定する中間事業年度をいう。以下この条において同じ。）に係る説明書類又は事業年度に係る説明書類については、適用し、施行日前に終了した中間事業年度に係る説明書類又は事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

第三条 新規則第八十四条の規定は、施行日以後に終了する中間連結会計年度（中間連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下同じ。）に係る説明書類又は連結会計年度（連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下同じ。）に係る説明書類について適用し、施行日前に終了した中間連結会計年度に係る説明書類又は連結会計年度に係る説明書類については、なお従前の例による。